

障害者安心緊急支援事業について

【新体制】令和8年4月1日～予定

(1) 緊急時の宿泊の受け入れ施設…事前登録制

対象施設：宿泊型自立訓練事業所、短期入所施設、グループホーム

①受け入れ可能な施設が市に登録の届け出をする。

②市は届け出があった事業所をリスト化する。

③市に緊急時短期入所の希望があった時は、事前に届け出のあった事業所の中から利用者の特性に応じた施設を選定し、利用につなげる。

(2) 利用対象者

下記フロー図参照。

利用対象者の判断フロー

